

令和 4 年

第 3 回議会臨時会会議録

自 令和4年5月12日

至 令和4年5月12日

福島県会津坂下町議会

令和4年第3回会津坂下町議会臨時会会議録

令和4年5月12日から令和4年5月12日まで第3回臨時会が町役場議場に招集された。

令和4年5月12日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1 番 目 黒 克 博	2 番 蓮 沼 文 明	3 番 物 江 政 博
4 番 赤 城 大 地	5 番 横 山 智 代	6 番 渡 部 正 司
7 番 佐 藤 宗 太	8 番 山 口 享	9 番 青 木 美 貴 子
10 番 渡 部 順 子	11 番 五十嵐 一 夫	12 番 酒 井 育 子
13 番 小 畑 博 司	14 番 水 野 孝 一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	中 村 夏 実
書 記	加 藤 秀 法		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴 木 茂 雄	総 務 課 長	佐 藤 銀 四 郎
政策財務課長	佐 藤 秀 一	子 ども 課 長	佐 藤 美 千 代
監 査 委 員	仙 波 利 郎		

◎開会及び開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。

（開会 午前10時00分）

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として2番蓮沼文明君、3番物江政博君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第3回臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会は、本日1日と決定いたしました。

◎議長報告

◎議長（水野孝一君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より1件を提出いたします。

町長から報告1件の提出がありました。町長報告第2号「専決処分の報告について専決第4号 損害賠償の額の決定について」であります。

朗読を省略して、内容の説明を求めます。

町長報告第2号について、説明願います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

おはようございます。私より議長報告第4号 町長報告第2号「専決処分の報告について専決第4号 損害賠償の額の決定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。専決第4号 損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

本件は令和4年1月4日午後3時頃、[REDACTED]において発生しました対物事故についての損害賠償でございます。

損害賠償する相手方の住所ならびに氏名でございますが、[REDACTED]でございます。損害賠償の額は、除雪作業中に目黒様が経営する飲食店[REDACTED]の看板の一部を破損させたことにより修理に要した100,100円で、地方自治法第180条第1項の規定により令和4年4月26日専決処分を行ったものでございます。

以上ご報告いたします。

◎議長（水野孝一君）

以上、説明のとおりでありますので、ご承知願います。

◎町長あいさつ

◎議長（水野孝一君）

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

本日ここに、令和4年第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日ご提案申し上げます案件は、「専決処分の報告及びその承認について」2件、住民税非課税世帯等給付金及び令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の実施に伴う「令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）」1件、計3件のご提案となります。

なお、損害賠償額の決定に係る専決処分の報告1件についてはすでにご説明申し上げた通りであります。

上程した案件につきましては、印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。なにとぞ慎重なるご審議のうえ、原案のとおり承認賜りますようお願い申しあげまして、

私のあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第 37 号～第 39 号上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 4、議案第 37 号 専決処分の報告及びその承認について 専決第 3 号 会津坂下町税条例の一部を改正する条例から議案第 39 号 令和 4 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 1 号）を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

議案第 37 号 専決処分の報告及びその承認について 専決第 3 号 会津坂下町税条例の一部を改正する条例

議案第 38 号 専決処分の報告及びその承認について 専決第 2 号 令和 3 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 11 号）

議案第 39 号 令和 4 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 1 号）

◎議長（水野孝一君）

これより一括議題とした議案について、順次説明を求めます。

まず、議案第 37 号について説明を求めます。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議案第 37 号 「専決処分の報告及びその承認について 専決第 3 号 会津坂下町税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により令和 4 年 3 月 31 日に次のとおり専決処分をしたので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決第 3 号 会津坂下町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。今回の会津坂下町税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部改正に伴い関係条文を改正するものでございます。詳細につきましては、資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。右側の旧が改正前、左側の新が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

第 34 条の 7 第 1 項第 2 号は、地方税法の改正により寄付金税額控除について、平成 26 年度から 7 年が経過し、措置終了に伴う削除による改正でございます。

次に第 48 条第 9 項及び 2 ページの第 48 条第 15 項の改正は、地方税法の改正による項ずれに伴う改正であります。

次に第 72 条の 2 及び第 73 条の 3 の改正につきましては、地方税法第 382 条の 2 及び第 382 条の 3 の改正に伴い、固定資産税台帳を閲覧に供しまたは、固定資産課税台帳

に記載されている事項の証明書を交付する場合において、固定資産税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより、人の生命または身体に危害が及ぼすおそれ、いわゆるDV被害等があると認められる場合は、住所の削除などの必要な措置を講ずることを明確にした改正であります。加えまして、地方税法第382条の4の改正により、DV被害等を受ける可能性がある者からの申し出があった場合、固定資産税台帳に所有者の住所に変わるものとして第三者の住所を記載できるものとし、その台帳を閲覧に供し、または交付しなければならないとする改正であります。

次に附則第10条の2第4項から3ページ第16項の改正は地方税法の改正による項ずれに伴う改正でございます。

次に附則第10条の3第9項から4ページ附則第10条の3第11項の改正は、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡大等に伴う改正であります。具体的には、省エネ改修に、太陽光発電装置、または高効率空調機いわゆる空気の熱を利用するヒートポンプを使ったエアコン、また、高効率給湯機いわゆるヒートポンプと電気を併用してお湯を沸かすエコキュートなど、または太陽熱利用システムいわゆる太陽光を利用して温水や温風をつくり、給湯や冷暖房に利用するシステム、これが追加となるものでございます。

次に附則第12条の改正は、住宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例であり、景気回復に寄与するため、令和4年度に限り地価が一定以上上昇したもの、評価額で16.7%以上上昇した商業地等、これいわゆる商業地や工業地、宅地等の更地などが該当しますが、これにかかります課税標準額につきましては、令和3年度課税標準額に評価額の5%を加算するというものを、2.5%加算するものとする改正であります。

本文に戻っていただきたいと思います。本文の2ページ後段、附則第1条について、この条例は令和4年4月1日から施行するとするものでございます。また附則第2条において、固定資産税に関する経過措置を定めるものでございます。

以上のとおり地方自治法第179条第1項の規定により令和4年3月31日専決処分をさせていただきましたのでご報告申し上げ、説明といたします。

◎議長（水野孝一君）

次に議案第38号及び議案第39号について説明を求めます。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議案第38号 「専決処分の報告及びその承認について 専決第2号 令和3年度会津坂下町一般会計補正予算（第11号）」についてご説明申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,738万9千円を追加し、96億9,200万7千円とするものです。

次に、第2条 地方債の補正は、第2表 地方債補正による、とするものです。

なお、本補正予算は地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決

処分した補正予算であり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

本補正予算の主な内容は、地方譲与税、交付金・交付税等の確定及び、それら財源の基金への積み立て、起債額の確定による財源内訳の補正になります。

1ページをご覧ください。第1表 歳入歳出予算補正については、事項別明細書により説明いたします。

4ページをご覧ください。第2表 地方債補正については、変更が1件であります。

変更となる消防施設整備事業（一般事業債）は、会津若松地方広域市町村圏整備組合による指揮車（会津若松消防署）の車両整備事業費の確定に伴い、10万円を減額するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

事項別明細書の1ページをご覧ください。1総括 歳入について説明いたします。

歳入は、2款 地方譲与税から21款 町債まで、補正前の額95億2,461万8千円、補正額1億6,738万9千円の増、補正後の額96億9,200万7千円となります。

2ページをご覧ください。歳出は、2款 総務費から13款 予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額は歳入と同額となります。財源内訳は、地方債が10万円の減、一般財源が1億6,748万9千円の増となります。

3ページをご覧ください。2歳入について説明いたします。

2款1項1目 地方揮発油譲与税から、6ページの9款2項1目 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金までは、各譲与税及び交付金の額の確定による増減となります。

次に、10款1項1目 地方交付税、補正額7,076万3千円の増ですが、特別交付税 6,317万3千円の増は、大雪の影響による除雪経費の増大分が算定対象になったこと等に伴い増額されるものです。

次に、震災復興特別交付税759万円の増は、ふくしま森林再生事業費が森林整備実施面積の拡大に伴い増加したことによるものです。

次に、11款1項1目 交通安全対策特別交付金補正額13万2千円の減は、額の確定によるものです。

7ページをご覧ください。14款2項4目 土木費国庫補助金 補正額5,042万8千円の増は、大雪の影響による除雪経費の増大に伴い、臨時的な措置として、社会資本整備総合交付金で2,542万8千円が追加交付となり、また、新たに臨時道路除雪事業費補助金で2,500万円が交付されたことによるものです。なお、すでに事業実施した除雪に係る財源補てん的な補助金であるため、一般財源としての取り扱いをいたします。

21款町債は、第2表地方債の補正により説明したとおり、10万円の減となります。

8ページをご覧ください。3歳出について説明いたします。

2款1項5目 財産管理費、補正額1億6,700万円の増ですが、財政調整基金5,100万円の増は、歳入補正にありました、大雪による除雪経費の増大により交付された国庫補助金収入相当額を積立するものです。除雪作業で痛んだ町道整備事業等に対応するため、令和4年度補正予算の財源としたいというものです。

次に、減債基金7,600万円の増は、令和4年度当初予算に計上した臨時財政対策債の借入を取りやめるため積立するものです。令和4年度補正予算で必要額を繰入れし、起債発行額の抑制を図りたいというものです。

次に、行政センター建設基金4,000万円の増は新庁舎建設に向けて積立するものです。

次に、9款1項1目 非常備消防費は、補正額はございませんが、起債額の減額による財源内訳の補正となります。

次に、13款1項1目 予備費 補正額38万9千円の増は、歳入歳出調整のための補正となります。

説明は以上です。

続きまして、議案第39号 令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に3,115万8千円を追加し、予算の総額を75億3,115万8千円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による、とするものです。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、国が予備費を財源として実施する、「子育て世帯生活支援特別給付金」の支給に係る事務費、令和3年度からの継続事業として実施しております、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業費を補正するものです。これは、令和4年度については令和3年度からの繰越事業費での実施を予定しておりましたが、国の予算措置が令和3年度と令和4年度の2カ年に分割されたことに伴い、町においても令和4年度に予算措置が必要となるため、令和4年度予算に計上するものです。なお、事業完了時期、補助率10/10については、変更はありません。

1ページをご覧ください。「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書についてご説明申し上げます。1ページ1総括の歳入につきましては、14款国庫支出金から15款県支出金まで、補正前の額75億円、補正額3,115万8千円の増、補正後の額75億3,115万8千円となります。

2ページをご覧ください。歳出につきましては、3款民生費から13款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきまして、歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、国県支出金が3,115万8千円の増であります。

3ページをご覧ください。2歳入について説明いたします。

14款2項2目 民生費 国庫補助金住民税非課税世帯等臨時特別支援事業費補助金3,100万円の増は、住民税非課税世帯等309世帯分に対する給付金3,090万円と、事務費分10万円を計上するものです。

次に、15款2項2目 民生費 県補助金 子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金15万8千円の増は、低所得のひとり親世帯等に対し、児童1人あたり5万円を県から直接給付する際の、町の事務経費に対する補助金を計上するものです。なお補助率は10/10となります。給付対象は前年度実績を参考とし、156世帯、209人と見込んでおります。

4ページをご覧ください。3歳出についてご説明いたします。

3款1項5目 臨時福祉給付費補正額3,100万円の増は、歳入と同額計上するものです。内容としては、10節 印刷製本費4万5千円、11節 通信運搬費4万5千円、口座振替手数料1万円は、本事業を実施するための事務費を計上しました。

18節 住民税非課税世帯臨時特別給付金 3,090万円は、住民税非課税世帯等309世帯に対し、給付金を支給するためのものです。

次に、3款2項1目 児童福祉総務費補正額 15万9千円の増は、子育て世帯生活支

援特別給付金事業の、事務費分を計上するものです。補助率は10／10であります。

内容としては、3節 時間外勤務手当6万7千円、10節 事務用品5万円、11節 郵便料4万2千円を計上いたしました

5ページをご覧ください。最後に、13款1項1目 予備費補正額1千円の減は、歳入歳出額の調整による減額となり、これにより予備費総額は、4,216万6千円となります。

以上説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、議案の説明を終わります。

質疑・討論・採決は一件ごとに行います。

まず、議案第37号「専決処分の報告及びその承認について 専決第3号 会津坂下町税条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も無いようであります。これを持って質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も無いようであります。これを持って討論を終結いたします。

これより、議案第37号「専決処分の報告及びその承認について 専決第3号 会津坂下町税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立を持って行います。本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号「専決処分の報告及びその承認について 専決第2号 令和3年度会津坂下町一般会計補正予算（第11号）」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も無いようであります。これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論も無いようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第38号「専決処分の報告及びその承認について 専決第2号 令和3年度会津坂下町一般会計補正予算（第11号）」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号「令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

4ページ歳出の中で、3款2項についてです。職員手当の中に時間外勤務手当がありますが、この算定の根拠はどのようにしているのでしょうか。また、この負担というものは職員の皆さんにとってどの程度のものなのか教えてください。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

まず、只今のご質問の1点目ですが、職員の時間外勤務手当の算定につきまして、担当職員1名分の時間外、1日2時間と想定しまして12日分を計上しております。実際、時間外に行うことが多いので、時間外の計上をいたしましたが、今回は郵送と受付等の事務になります。郵送等については職員全員体制で行っております。時間外についてはこの

ような算定にしましたが、業務については係内で調整しながら実施をしている所です。
なお、今回の郵送・発送業務につきましてはそれほど時間を要するものでは無い事からこの程度で済むのかなということで試算をしております。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はございませんか。

質疑も尽きたようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第39号「令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。この採決は、起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、本臨時会に付された案件の審議は、全部終了いたしました。

これをもって、令和4年第3回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

（閉会 午前10時31分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年5月12日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員